

開催年月日 令和4年11月8日（火）
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員
 答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博
 高齢者支援局長 板垣 臣昭
 高齢者保健福祉課長 高屋 正人
 介護運営担当課長 杉本 曜子

質問内容	答弁内容
<p>一 高齢者施設について (一) 介護施設数の現状について 厚労省は、この度、介護保険を見直すということをごさいまして、24年からの見直しを開始するというごさいで議論を始めました。 制度を維持するために国民に更なる負担を強いることになれば、それに伴ったサービスを提供しなければ国民は納得しないということになるでしょう。 それは医療のように何処に住んでいても、入所はもちろん一定の平均的な介護サービスが受けられる事が前提になると思うわけでありませう。 そうなれば全道の介護施設は、入所希望に見合うだけの充分な数が備わっているのかということになります。 昨年度の介護施設の現状についてお聞きませう。</p> <p>再一 (一) 100%まで充足していない。計画であることはわかりますけれども、結構、相談に来るのはですね、やはり高齢の介護の必要なお年寄りを抱えている家族がですね、何とかならないだろうかと相談にきます。何とかならないだろうかとという方の手を打つと、待っている方の頭を打つわけで、そういうことにはならないわけですね、結果的には、それまで家族介護をしなければならぬと、そういう状況になってきているわけで、これは、早く解決をしなければならぬと思っているわけでごさいます これは少なくとも、今の計画の見直しの検討に入っているであろうと思っておりますので、当然のことながら、先ほど申し上げましたけれども、一定の条件はありますが、介護保険料の自己負担が1割から2割、2割から3割となっているという状況にあるとすれば、このことは求められていると思っておりますので、第9期の見直しの見通しについてお聞きませう。</p>	<p>【高齢者保健福祉課長】 介護保険施設の現状についてでございますが、介護保険事業支援計画に定める施設の必要入所定員総数は、市町村におけます介護保険事業の運営状況や評価に加え、在宅介護実態調査の結果などを経まして見込んだサービス量を基に算出しており、道では、これに見合った体制整備が進むよう支援するとともに、圏域内の施設整備数等の広域調整を行っているところでごさいます。 令和3年度からの3年間を期間とします第8期計画で定める必要入所定員総数に対し、令和4年4月1日現在の定員数及び整備進捗率は、特別養護老人ホームが、28,830床で93.9%、介護老人保健施設は、16,013床で94.9%、介護療養型医療施設からの転換が進められております介護医療院は、2,228床で109.7%となっているところでごさいます。 道といたしましては、今後とも、市町村との緊密な連携の下、特養等の着実な整備はもとより、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護等、地域の実情を踏まえた多様なサービス提供体制の確保に取り組んでまいります。</p> <p>【高齢者保健福祉課長】 次期計画に向けての検討についてでございますが、道では、いずれの地域においても、将来にわたり、必要なサービスが確保されますよう、現在、特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査を実施しているところでありまして、今後、市町村が、要介護状態となる前の身体状況や社会参加状況等を把握するために、高齢者の意向を伺いながら行います「日常生活圏域ニーズ調査」の結果等も踏まえまして、現状のサービス資源や利用実績を詳細に把握・分析するなどしまして、次期計画の策定に向けて、適確に必要なサービスの提供量を算定し、対応していくこととしているところでごさいます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) サービスの向上について</p> <p>介護保険の見直しですけれども、自己負担が高くなる訳ですから、今度は、逆に希望する介護サービスの質も向上しなければならないという風に思う訳ですが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>(三) 介護職不足について</p> <p>資質の向上を図るためには、研修を受けなければならないということで今お話がありましたけれども、確かにですね、オンライン研修はですね、研修場所まで行かなくてもよいという、時間的な猶予ができるということになりますけど、一方、オンラインでやったにしても、その施設の中で一定の時間をとっていただいて、ある場所にいて、そして、何時間か研修を受けるということになりますけど、それが果たして、可能なかどうかということとは、まさしく、研修に関わっても人材がある程度なければ研修を受けられないという状況になっていっているのではないかなという風に思う訳でございます。先ほど、星委員も心配をされていましたけれども、介護は、何よりマンパワーが必要な制度でございます。逆に言えばマンパワーが充足していなければ介護の質の低下は避けられないということになる訳です。</p> <p>全ての国民は個人として尊重されなければなりません。それはすなわち尊厳有る毎日を最期まで自分らしく生きることということだろうという風に思います。要介護の方々も同様であります。</p> <p>私の身近なところではですね、介護職の養成専門学校が今年から募集を停止をいたしまして、閉校の見込みとなりました。入校する生徒が激減した結果でございます。それは、きつい・汚い・給料が安い、休暇が取れない等の要素が重層的にのしかかる職場だからということでもあります。そのことを承知をしながら、政府は職場環境の改善や給料の改善を怠ってきたのではないかなという風に思っております。外国人労働者に頼る政策を進めてまいりました。円安の進行は外国人労働者の来日にも大きく影響するだろうという風に思います。</p> <p>介護職不足について、道はどのような解決策をお持ちなのかをお聞きしたいと思います。</p>	<p>【介護運営担当課長】</p> <p>サービスの向上についてでございますが、地域で暮らす利用者の皆様に、安心して、適切かつ良質なサービスをご利用いただくためには、全ての事業者が適正な運営に取り組む中、従事する職員の介護技術を高めていくことが重要と考えているところでございます。</p> <p>このため道では、事業所の新規指定や更新時の厳正な審査はもとより、実地指導や集団指導を通じた運営状況の確認、介護報酬の改正等の情報提供をきめ細かく周知をするなど適切な介護サービスが提供されるよう努めているところでございます。</p> <p>また、介護職員の資質の向上に向けましては、新任職員から中堅職員まで、業務経験に応じて階層別に分けた研修や、働きやすい職場づくりに向けたリーダー育成研修などに取り組んでおりますほか、こうした研修のオンライン化やオンデマンド化による受講環境の改善にも取り組んでいるところでございまして、今後とも、これらの取組を一層進めながらサービスの質の向上に努めてまいります。</p> <p>【高齢者支援局長】</p> <p>介護人材の確保についてであります。介護サービスの需要が一層高まることを見込まれる中、介護職場にありましては依然として環境改善などの課題がありますことから、介護人材の確保・定着に向けては、様々な施策を進めていく必要があると認識しております。</p> <p>このため道では、「介護に対する理解の促進」や「多様な人材の参入促進」、「職場定着・離職防止の促進」を介護保険事業支援計画の推進方策に掲げまして、介護の仕事に誇りを持って取り組んでいただけますよう、業務の魅力伝える様々な普及啓発や人材の育成をはじめ、元気な高齢者の方々に介護職場で活躍していただく取組や、働きやすい職場づくりを担うリーダーの育成など、各般の施策に総合的に取り組んできたところでございます。</p> <p>今後は、こうした取組に加えまして、介護職員の業務負担の軽減や効率化に向けた介護ロボット等の一層の導入支援のほか、職員の人材育成や就労環境改善に向けた事業者の取組を道が評価・認証し、幅広く周知することにより人材の参入を促進する、介護職場の認証評価制度を積極的に推進してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) 配置基準の算定について</p> <p>答弁にあったように、何より介護の仕事に誇りがもてるかどうかということだと思います。介護に対し、家族の方から感謝の言葉を掛けられたり、頼りにされていたり、入所者の笑顔が戻ったり、触れ合いが楽しいなどの、介護の仕事に就いて良かったと、私の仕事がこの人の支えになっているなどの自分をリスペクトでき、仕事を誇りを持ってやっていくことになれば、そのことを社会が認知すればおのずと介護の職に就く方が増えていくだろうと思います。問題はどうかということですが、何より心にゆとりを持てる人員配置でなければいけないだろうと思います。</p> <p>厚労省は、介護職場で働く外国人技能実習生を就労と同時に配置基準（3：1）に算定する方向で検討を始めました。</p> <p>介護職場は単純労務の職場と違い、入居者の状況によって日々の介護を微妙に変化をさせなければいけません。そして夜勤もあります。今までは6ヶ月間働き、職場に慣れたり入所者の個性を知り、リスクマネジメントなどを習得した後に配置基準に基づいて配置されていくこととなりますが、施設の理事会で審議・承認の手続きを取り都道府県に報告すれば配置基準に算定されることとなります。</p> <p>これは慢性的で深刻な人手不足を、表面上の数あわせでごまかそうという手法にしかならないと思いますが、道の見解を伺います。</p> <p>再一（四）</p> <p>職員について、すぐに一人前とはならないのは当たり前の話しです。まずは先輩を見て、先輩から教わって、職場の人間関係は、入所者の個別的な状況の把握など、その蓄積があって一人前になってくるわけですが、いきなり配置基準に配置されると何もわからないまま夜勤に組み込まれていくことがあることから、それで十分な質が確保できるのかということだと思います。これは逆に言うと低下に繋がっていくと考えます。そのような現場の声を知事会等を通じて政府の審議会の場に反映できないのかお聞きしたいと思います。</p>	<p>【介護運営担当課長】</p> <p>外国人介護人材の配置基準の見直しについてでございますが、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いに関し、EPA介護福祉士候補者及び技能実習生につきましては、現行制度では、就労開始後6ヶ月を経過した者を介護施設の人員配置基準等に算入することとしている取扱いを、就労開始直後から算入することの見直しについて議論されておりまして、外国人介護人材の自覚の向上や利用者に対するサービスの質の向上にも効果が波及すると考えられます一方、単に人手不足対策ととられることや実習生の技能の習得に支障を来すなどの懸念も論じられているものと承知をしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした人材の従事に当たりましては、利用者に対するケアの安全性などサービスの質が確保される必要があると考えておりまして、引き続き、分科会での議論を注視してまいります。</p> <p>【介護運営担当課長】</p> <p>配置基準に対する国への要望についてでございますが、道ではこれまでも、国に対して、介護従事者の処遇改善や人材確保に関する施策の充実を図るよう要望してきているところであり、外国人材の配置の考え方に関しましては、今後の審議会における議論を注視するとともに、こうした人材が現場でその能力を十分に発揮し、利用者に対するサービスの質が確保されていくこととなるよう、関係団体の皆様などとも連携をしながら、機会を捉えて、国へ働きかけてまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 今後の介護について 日本が既に人口減少局面に入っていることはご存じの通りでございます。 そのことは当然のことながら、生産年齢人口の減少にもつながっております。 2018年には働く人の8人に1人が医療・介護分野に従事しました。 現状のまま推移するとすれば、2040年には5人に1人が医療福祉に従事しなければサービスの維持が出来ないとされております。 しかし、人手を必要とするのはどの分野の仕事も同じでございます。 2040年と言えば、現在57歳の皆さんも後期高齢者の仲間入りをする年でございます。それ以降も人口は減り続けていきます。介護は私も皆さんも行く道でございます。 今後の道内の介護のあり方についてお聞きしたいと思っております。</p> <p>【知事総括】 このことにつきましては、さきほど国の方にも要請をお願いしましたけれども知事にもお話を聞きたいと思っておりますので、取り扱いをお願いしたいと思います。</p>	<p>【少子高齢化対策監】 今後の取組についてでございますが、高齢者人口の増加に伴いまして、介護需要の増大が見込まれる中、誰もが身近な地域において必要なサービスが受けられますよう、介護保険施設をはじめ各種サービスの提供基盤の整備や担い手となる人材確保を着実に進めていくことが重要と認識をいたしております。 このため道では、市町村や各圏域ごとのサービス資源や利用実績などを把握・分析するなどいたしまして、地域のニーズに応じたサービス提供基盤の確保や介護職員の業務負担軽減などに向けましたICTや介護ロボット等の導入支援に努めますほか、働きやすい職場づくりを促進するための認証評価制度を本年度から展開することとしているところでございます。 今後とも、市町村や関係団体との連携のもと、こうした取組を一層進めますとともに、制度の見直しに向けた国の検討状況を見極めながら、本道の地域特性等を踏まえた持続可能な制度となりますよう働きかけるなどして、高齢者が住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けることができる体制づくりに取り組んでまいります。</p>